

検討会の設立趣意書・規約について

国道2号等 神戸三宮駅前空間整備事業計画検討会 設立趣意書（案）

交通の要衝として発展してきた国際都市神戸を象徴する新たな玄関口の創出を目指す神戸三宮駅前空間は「まちの機能更新が進んでいない」「歩行者動線がわかりにくく円滑でない」「歩行者や自動車が混雑している」「災害時の一時滞在施設が不足している」などの課題があるほか、特に中・長距離バスについては、乗降場の分散と併せて待合空間が不十分な状況であり、利便性や交通弱者への配慮が十分でないことや、一部の交差点にバスが集中して慢性的に渋滞が発生しているなどの課題がある。

神戸三宮駅前空間の整備について、国土交通省と神戸市は、昨年8月に新たな未来型の駅前空間の創出に関する整備方針をとりまとめ、民間事業者等の知見を広く取り入れながら、関係者とともに、事業計画の検討を進め、今年8月に『国道2号等 神戸三宮駅前空間の事業計画「中間とりまとめ」』を策定したところである。

そこで、バスターミナル整備を含む国道2号等神戸三宮駅前空間の事業計画「中間とりまとめ」をふまえ、事業計画のとりまとめに向けて検討を進め、更なる深化を図ることを目的として、本検討会を設立するものである。

国道2号等 神戸三宮駅前空間整備事業計画検討会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「国道2号等 神戸三宮駅前空間整備事業計画検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討会は、バスターミナル整備を含む国道2号等神戸三宮駅前空間の事業計画「中間とりまとめ」をふまえ、事業計画策定に向け、計画の具体化を図ることを目的とする。

（審議事項）

第3条 検討会は、第2条の目的を達成するため、以下の事項について検討を行う。

- （1） 事業計画に係る検討
- （2） その他、第2条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第4条 検討会は、第2条の目的を達成するため、各有識者、各行政機関、各民間をもって組織し、委員の構成は別紙のとおりとする。

- 2 委員の追加・変更は、検討会の承認を得るものとする。
- 3 委員は、やむを得ない事情により検討会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

（座長）

第5条 検討会に座長を置き、委員の互選をもって充てる。

- 2 座長に事故等があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 3 座長は、必要があると認めるとき、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4 委員の任期は、事業計画の策定が完了するまでとする。
- 5 座長は、第3条に規定する事項を検討するためのワーキンググループを設置することができる。

（検討会の運営）

第6条 検討会は、第3条に規定する事項を審議するため、必要に応じ、事務局が招集する。

- 2 検討会は、運営にあたり必要な資料等を委員に求めることができる。

（守秘義務）

第7条 各委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(検討会の公開について)

第8条 この検討会の審議は非公開で行うものとする。なお、検討会の資料(参考資料を除く)及び議事要旨については、後日公表するものとする。

(規約の変更)

第9条 本規約の改正等は、出席委員の過半数以上の賛同をもって行うことができるものとする。

(事務局)

第10条 検討会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2 事務局は、国土交通省近畿地方整備局道路計画第二課、兵庫国道事務所計画課及び神戸市都市局都心再整備本部都心三宮再整備課に置くものとする。

(補足)

第11条 本規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会においてその都度審議して定めるものとする。

附 則

本規約は、令和元年10月28日より適用する。

国道2号等 神戸三宮駅前空間整備事業計画検討会
委員名簿（案）

| | 氏名 | 所属 | 備考 |
|------------|---------------------------------------|----------------------------------|----|
| 委員 | 小谷 通泰 | 神戸大学 名誉教授 | |
| | 正司 健一 | 神戸大学大学院 経営学研究科 教授 | |
| | 羽藤 英二 | 東京大学大学院 工学系研究科 教授 | |
| | 井料 隆雅 | 神戸大学大学院 工学研究科 教授 | |
| | 松島 格也 | 京都大学大学院 工学研究科 准教授 | |
| | 竹内 勇喜 | 国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路企画官 | |
| | 太田 太一 | 国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市調整官 | |
| | 日野 雅仁 | 国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 所長 | |
| | 林 倫子 | 兵庫県 県土整備部 まちづくり局 都市政策課 計画調整参事 | |
| | 藤原 信一 | 兵庫県 県土整備部 県土企画局 交通政策課 課長 | |
| | 小山 健一 | 兵庫県 県土整備部 土木局 道路企画課 課長 | |
| | 岩崎 好寿 | 神戸市 建設局 道路部 部長 | |
| | 中原 信 | 神戸市 都市局 都心再整備本部 本部長 | |
| | 津島 秀郎 | 神戸市 都市局 都心再整備本部 都心再整備部 担当部長 | |
| | 谷中 俊宣 | 雲井通5丁目再開発株式会社 業務執行役員 | |
| 丸山 明則 | 公益社団法人 兵庫県バス協会 新三宮バスターミナル検討委員会 委員長 | | |
| オブ ザーバー | 落合 大地 | 兵庫県警察本部 交通部 交通規制課 課長 | |